

施策分野4 生活環境

(1) 暮らしの場の確保

■現状と課題■

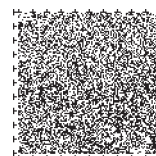
○アンケート調査では、住まいに関して必要と思う対策では、特に、身体障害のある人で「リフォーム費用の支援」や「住まいのバリアフリー化」、知的障害のある人で「グループホームの整備」が求められています。また、第4期障害福祉計画に係るアンケート調査では、地域生活に必要な支援に「障害者に適した住居の確保」と回答した人が約4割となっています。障害のある人が安心して地域で生活し続けるためには、公営住宅入居への配慮や民間賃貸住宅への円滑な入居の促進など、それぞれのニーズに応じて、希望する形態で暮らすことができるよう、暮らしの場の確保への支援が必要です。また、グループホームや通所施設等での生活を希望する人のため、施設の整備促進を検討していくことも必要です。

■取組の方向■

○障害のある人が、希望する場所で暮らすため、住まいの確保をはじめ、様々な理由により住宅を確保することが困難な人に対する支援を行います。

■具体的な取組■

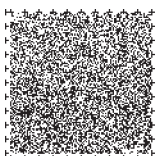
施策名	取組の内容
住まいの確保	障害福祉サービスの共同生活援助（グループホーム）の支給決定及び福祉ホーム入居により、住まいを確保します。
住まいの整備への支援	日常生活用具給付事業において、給付費の増額等、住宅改修制度を活用しながら、住まいの整備支援を行います。
グループホーム等の整備	各種制度を活用し、グループホーム等の整備を推進します。
市営住宅への入居支援	障害のある人が市営住宅に入居しやすくなるように、市営住宅入居の際、優先的な選考を行うよう配慮します。



施策名	取組の内容
不動産業者等への理解促進	不動産業者等に障害のある人の入居について、理解の促進に努めます。また、障害のある人の地域生活の場を確保するために、市内にある空室のアパートを活用できるよう不動産業者等との連携を検討します。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の充実	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しながらも、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害又は精神障害のある人に対して、入居に必要な調整等を行います。
保証人制度に関する情報提供	あんしん賃貸支援事業*や家賃債務保証制度*の活用などに関する情報提供に努めます。

あんしん賃貸支援事業：賃貸住宅への入居の制限を受けやすい人のために、行政、NPO法人等の支援団体、仲介業者の連携により入居を受け入れる民間賃貸住宅の登録や各種サポートを行う事業。

家賃債務保証制度：入居を受け入れることとしている賃貸住宅について、滞納家賃についての保証を行う制度。



(2) ユニバーサルデザインのまちづくり

■現状と課題■

○本市では、各種法令に基づき道路や公共施設のバリアフリー化を進めています。障害のある人の社会参加を促進するためには、障害のある人に配慮したまちづくりを推進し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境を整備することが重要です。

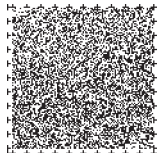
■取組の方向■

○障害の有無に関わらず、全ての人が安全で快適に地域で暮らすことができるよう、また、社会参加の幅が広がるよう、公共施設や公園など、ユニバーサルデザイン※の考え方のもと、生活空間のバリアフリー化を推進します。

■具体的な取組■

施策名	取組の内容
福祉のまちづくり環境整備	東広島市移動円滑化基本構想等に基づき、道路や公園、教育文化施設、公共交通機関などの公共公益施設や商業施設などの民間施設の整備改善を促進します。

ユニバーサルデザイン：全ての人にとって、使いやすく分りやすい、安全・快適な、「もの・まち・サービス」をめざす考え方のこと。



(3) 移動手段の確保

■現状と課題■

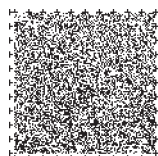
○障害のある人の自立と社会参加を促進するためには、障害特性に応じた移動手段の確保や外出の支援なども重要です。第4期障害福祉計画に係るアンケート調査では、「毎日外出する」人が半数近くを占め、その目的は買物や医療機関への受診、通勤・通学など日常生活において必要な行動が中心となっています。また、外出時に困ることとして「公共交通機関が少ない」などが上位に回答されています。さらに、アンケート調査では、移動手段については、特に、身体障害のある人では「自家用車（自分で運転）」の利用が多くみられます。運転免許の取得や自動車改造のための助成等も含め、移動手段を確保するための支援は、引き続き必要となっています。

■取組の方向■

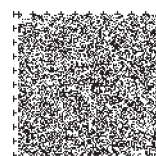
○障害のある人の移動手段を確保するために、外出支援などのサービスを継続するとともに、障害のある人をはじめ、全ての人が安全で快適に利用できる環境づくりに努めます。

■具体的な取組■

施策名	取組の内容
利便性の高い交通ネットワークの構築	都市交通マスタープランや東広島市総合交通戦略に基づき、より利便性の高い交通ネットワークの構築に努めます。
多様な移動手段の確保	重度障害のある人へのタクシー券助成、NPO法人等による福祉有償運送の促進など、障害のある人が様々な場面で利用できる移動手段の確保を図ります。
自動車運転への支援	身体に障害のある人が、運転免許を取得する場合や自動車を改造する場合にかかる費用の一部を給付します。
情報提供	障害のある人へは、自動車税の減免や有料道路通行料金の割引等の制度周知に努め、支援者へは、移動支援に関わる研修などの情報を提供します。



施策名	取組の内容
障害福祉サービスの利用	行動援護事業、同行援護事業、移動支援事業など外出を支援するサービスの利用を促進します。



(4) 防災・防犯の推進

■現状と課題■

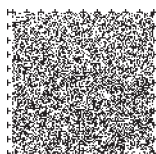
- アンケート調査では、災害時の避難については、自力で「避難できる」人は約4割程度みられますが、障害や等級によっては「避難できない」人も多くみられます。また、地域の人とのつきあいが「ほとんどない」人ほど、「避難できない」や「わからない」と回答した人が多くなっています。加えて、災害に備えて何も準備していない人は過半数を占めています。日頃から、地域住民同士や民生委員等地域のつながりの重要性についての啓発を促進するとともに、地域での防災訓練等への参加促進や、日頃からの災害の備えについての啓発などが必要です。さらに、災害時には、障害特性に応じた配慮が必要になるとともに、「東広島市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、平常時からの避難体制の準備に努めるとともに、避難後の対策を検討しておくことが必要です。
- アンケート調査では、災害時に困ることとして、特に、知的障害や精神障害のある人で「被害状況・避難場所などの情報が手に入らない」「周囲とコミュニケーションがとれない」「救助を求めることができない」との回答が多くなっており、災害時のスムーズな情報提供や、コミュニケーション支援への取組も重要です。

■取組の方向■

- 「東広島市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、障害のある人の災害時避難支援対策を推進するとともに、日頃からの防災や防犯についての啓発や情報の提供など、障害のある人を地域で守る体制の強化に努めます。

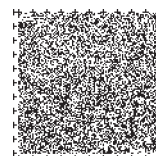
■具体的な取組■

施策名	取組の内容
災害時の支援	東広島市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、個別計画の作成をはじめ、障害のある人の災害時避難支援対策を推進します。
防災ガイド等の活用	災害時に障害特性に応じた必要な配慮がなされるために、防災ガイド等のマニュアルを活用します。



施策名	取組の内容
緊急通報システム事業の実施	一人暮らしの重度の身体障害及び知的障害のある人等に対して、緊急通報システムを貸与し、緊急時に通報できる仕組みを確保します。
個人での防災対策の啓発	避難場所の確認や障害のある人自身が個々に必要な非常持ち出し用品の準備、医療や必要な配慮に関する情報も含めた個人情報シートの作成を促すなど、平時から災害に対する準備を進めます。
地域での防災訓練への参加促進	普段から地域とのつながりを強化するため、出前講座などを通じて、自主防災組織が中心となって実施される防災訓練への障害のある人の参加を促進します。
防災及び災害時の支援	東広島市地域防災計画に基づく関係機関と連携し、障害特性に配慮した防災対策を推進するとともに、東広島市社会福祉協議会が設置する「災害ボランティアセンター」と連携した災害対策を推進します。
避難所等における支援	災害時に支援することができる者が、避難所等においてわかるようビブス※・バンダナ等の活用を促進し、コミュニケーション支援を行うとともに、市内の避難所において災害時の緊急情報の提供に努めます。
避難後の支援	福祉避難所の充実など、障害特性に応じた配慮を行う取組を進めます。
悪質商法等の被害予防	障害のある人が悪質商法等に巻き込まれないように、適正な情報提供や消費生活センターなどの紹介を行います。

ビブス：区別をつけるために衣服などの上に着るベスト状のもの。



(5) 地域福祉の推進

■現状と課題■

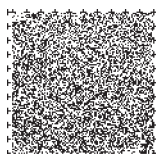
- アンケート調査では、相談したい内容として「老後のこと」が上位に回答されています。
- 障害のある人の高齢化・障害の重度化や親亡き後などの課題を見据え、障害のある人が将来にわたって安心して地域生活を営むことができる地域体制づくりが必要となっています。本市では、東広島市地域福祉計画に基づき、地域福祉への取組を推進しています。助け合い、支え合いの仕組みを支援し、育んでいくことが、地域福祉計画の目的であり、今後も継続的な取組の推進が必要です。
- 「東広島市地域福祉計画策定のためのアンケート調査」の結果によると、9割の人が「福祉」に関心を持ち、4割以上の人がボランティア活動への参加経験があります。そのうち約2割の人が「障害のある人の福祉に関するボランティア活動」に参加しています。障害のある人の日常生活を支え、社会参加の促進や緊急事態等への迅速な対応を図っていくためには、ボランティアによる支援をはじめ、地域住民同士の日頃からのつながりも重要です。行政と関係機関が連携し、ボランティア活動に関心のある人材の育成やボランティア活動の促進、地域における共助の促進が必要です。

■取組の方向■

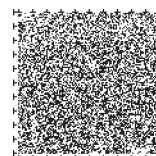
- 東広島市社会福祉協議会など関係機関との連携を強化し、障害のある人への支援に関わるボランティア活動の振興を図るとともに、地域での支援体制の充実を図ります。

■具体的な取組■

施策名	取組の内容
ボランティアの育成・活用	市や東広島市社会福祉協議会等のボランティア組織や機能を活用し、障害のある人のニーズに応じた活動ができるようコーディネートを行うとともに、研修会等によるボランティアの育成、ボランティア同士の情報交換や交流支援を行います。
障害のある人のボランティア活動参加支援	ボランティア活動を希望する障害のある人に対して、活動への参加支援を関係機関とともにを行います。



施策名	取組の内容
地域における支援者の養成	住民自治協議会や自主防災組織での訓練の推進や社会福祉協議会による防災活動リーダー養成講座等を活用して、防災に関する地域の関心を高める取組を推進します。
安心して生活できる体制の検討	障害のある人及びその保護者等が、地域で安心して安全に暮らすことができるよう、関係機関が連携して支援する体制を検討していくとともに、老後や将来の生活に向けて必要な情報等を周知します。



(6) スポーツ・文化芸術活動等の振興

■現状と課題■

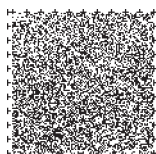
○アンケート調査では、行政施策の重要度として「生涯学習の充実、スポーツ・文化活動」については、障害別に関わらず年齢が若い人ほど「重要である」と回答しています。障害のある人もない人も、共に地域で暮らすことのできる社会をつくっていくためには、地域活動をはじめ、誰もが、ニーズに応じてスポーツ・レクリエーション、文化等の余暇活動など様々な活動に親しみ、参加できる環境を整えていくことが重要です。そのためには、障害のある人に配慮された「活動の機会や場」の充実、誰もが入手しやすい情報発信の促進を図る必要があります。

■取組の方向■

○障害のある人のニーズに応じて、参加しやすい生涯学習の機会の提供、スポーツ・文化活動についての情報提供など、障害の有無に関わらず、共に参加し楽しむことができる機会の提供に努めます。

■具体的な取組■

施策名	取組の内容
生涯学習活動の促進	大学をはじめ関係機関・団体などと連携しながら、講座や研修の開催、サークル活動など、障害のある人の生涯学習活動に関する情報提供や、参加の促進を図ります。
スポーツ参加機会の確保	障害者競技スポーツメニューの情報提供を行うとともに、障害のある人のニーズに応じて、スポーツ団体での受入れ促進を図ります。
余暇体験の充実	障害のある人が交流会やスポーツ、文化活動等、希望する余暇活動を体験できる機会や場を提供します。



施策分野5 差別解消・権利擁護

(1) 虐待の防止

■現状と課題■

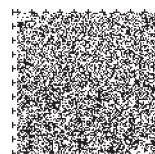
○障害者虐待防止法が平成24年10月1日から施行され、本市では、「東広島市障害者虐待防止センター」において障害者虐待の防止、早期発見・早期対応に取り組んでいます。しかし、第4期障害福祉計画策定に係るアンケート調査では、「東広島市障害者虐待防止センター」について「名前も内容も知らない」人が6割を占めている現状があります。センターの周知や虐待の通報に関する正しい理解の促進を図るとともに、虐待防止に向けた啓発活動、養護者への支援の充実や通報者の保護が必要です。

■取組の方向■

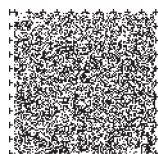
○「東広島市障害者虐待防止センター」を拠点として、障害のある人への虐待防止に向けた啓発活動をはじめ、早期発見・早期対応、養護者への支援の充実を図るとともに、支援にあたる職員の研修を強化し、専門性の向上に努めます。

■具体的な取組■

施策名	取組の内容
虐待防止に関する啓発	広報紙やリーフレット等を活用して、障害のある人に対する虐待防止について広く周知します。また、障害特性を知らないために起こる虐待を防止するための啓発に取り組みます。
虐待に関する相談支援	障害者虐待防止センターに設置している虐待に関する相談窓口において、障害のある人や家族、支援者等からの相談に対応するとともに、通報者に不利益にならないよう配慮します。また、必要に応じて訪問による相談を行い、虐待の早期発見・早期対応に努めます。



施策名	取組の内容
養護者を支援する仕組み	関係機関において、虐待防止のため養護者（家族等）のストレスを解消できる場の設定及び相談に対応します。
児童・高齢者の虐待関係 部署との連携体制づくり	児童虐待、高齢者虐待の対応を行っている部署と連携し、対応できる体制を整備します。また、関係機関との連携会議を開催します。



（２）権利擁護の推進

■現状と課題■

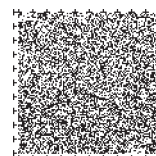
○障害のある人の権利が守られ、安心して地域生活を送っていく上で、成年後見制度などの権利擁護の仕組みは大きな役割を果たします。しかし、第４期障害福祉計画策定に係るアンケート調査では、成年後見制度について「名前も内容も知っている」人は約３割にとどまっています。本市では、東広島市社会福祉協議会が設置する「東広島市権利擁護センター」と連携し、判断能力が十分でない人の権利擁護や財産管理に関する相談、成年後見制度の利用などの支援を行っています。今後も、制度や相談窓口の周知、啓発活動などに取り組むとともに、障害のある人の権利が侵害されないよう自己決定権を尊重し、関係機関等との連携を強化し、より一層の権利擁護の充実を図ることが必要です。

■取組の方向■

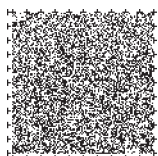
○障害のある人の権利を守るために、成年後見制度等の周知と普及を図り、契約や財産管理等で支援を必要とする人が制度を適切に利用できるよう努めるとともに、関係機関と連携・協力しながら支援できる体制づくりに努めます。

■具体的な取組■

施策名	取組の内容
権利擁護に関する啓発の推進	具体的な事例や守られるべき権利について、事例集やパンフレット等の活用をはじめ、講座や講演会、セミナーの開催などを通じて権利擁護の啓発を図ります。
権利擁護等の窓口の紹介	障害のある人が差別や権利侵害を受けている場合は、「はあとふる」で相談に応じるほか、必要に応じて関係機関につなぎます。また、権利擁護センターとの連携により、成年後見制度の普及、啓発を促進します。
成年後見制度利用支援事業の実施	成年後見制度の利用が必要と認められる場合には、関係機関と連携して、必要な支援を行います。



施策名	取組の内容
生活サポート事業の活用	障害のある人が地域生活において受けるおそれのある権利侵害の防止を図るために、生活協力員を相談員として派遣します。
支援者を支える取組	支援者が一人で抱え込まないように、ケア会議や関係機関との連携会議、個別の相談を行います。
支援者の専門性を高める体制整備	支援者に対して、権利擁護や虐待に関する研修会への参加を促進し、ケース検討会議の開催により、スキルアップを図ります。
権利を守るシステムの創設	障害のある人の権利を守るため、自身の生活や権利について相談しやすい仕組みの創設を検討します。また、障害のある人を支援する人が、悩みや課題を抱え込まないよう、研修会や相談ができる仕組みを創設し、地域の権利意識の向上を図ります。



(3) 差別の解消

■現状と課題■

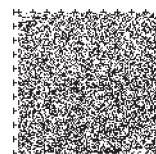
○第4期障害福祉計画策定に係るアンケート調査では、障害があることで「差別や嫌な思いをしたことがある」又は「少しある」と回答した人は過半数を占めています。平成28年4月1日に施行された障害者差別解消法に基づき、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の取組を進めていく必要があります。

■取組の方向■

○障害及び障害のある人に対する、正しい知識の普及・啓発により市民の関心を高め、障害を理由とする差別の解消を図ります。

■具体的な取組■

施策名	取組の内容
障害者差別解消法の周知	障害者差別解消法の周知により、差別行為の認識をはじめ、障害への理解を深め、差別の解消を図ります。
障害者差別解消支援地域協議会の設置	「障害者差別解消支援地域協議会」において、事案の情報共有及び障害者差別解消推進のための取組に関する協議を行います。
行政サービスにおける配慮	職員対応要領に基づき、市の事務・事業の実施に当たって、不当な差別的取扱いを禁止し、障害のある人への社会的障壁を除去するため、必要かつ合理的な配慮を行います。また、職員への必要な研修を実施します。



（４）情報のバリアフリー化

■現状と課題■

○アンケート調査では、行政施策として「福祉に関する情報提供の充実」を「重要」と回答した人は８割近くを占めています。また、「情報のバリアフリー化（手話や音声などによる情報の提供）」については、６割以上の人が「重要」と回答しています。誰もが入手しやすい情報提供の推進を図り、障害のある人に必要なサービスなどの情報が正しく、わかりやすく伝わり、その情報を活用して安心して安全に暮らせることが重要です。

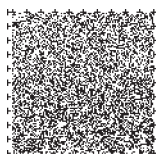
■取組の方向■

○障害のある全ての人に、必要な情報がよりの確にわかりやすく伝わるよう、情報提供の方法や媒体、情報提供体制の充実を図ります。

■具体的な取組■

施策名	取組の内容
わかりやすい情報提供	電話相談対応窓口の情報や福祉サービス、相談支援の流れ、関係する支援機関等の情報を集約したパンフレット作成等により、様々な障害のある人に、様々な障害に応じたわかりやすい情報提供を行います。
広報紙の障害特性への配慮	広報紙の音訳、点訳、ＳＰコード*化やホームページの音声読み上げ機能、色彩変更機能など障害特性に配慮した情報提供を行います。
情報ツール等の活用	障害者用の支援ツールやインターネット映像通信サービスなど、情報バリアフリー化のための取組を推進します。

ＳＰコード：文字情報を内包した二次元コードの一種で、専用の読取装置をあてると音声で文字情報を読み上げる。印刷物に添付することにより視覚障害のある人にも情報の提供ができるようになる。



(5) コミュニケーション支援の充実

■現状と課題■

○本市では、手話通訳者や要約筆記者派遣事業を実施するとともに、手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成、点訳者や音訳者の育成に取り組んでいます。障害によっては、情報の収集や利用などに大きな支障があることから、今後も、障害特性に配慮したコミュニケーション手段（意思疎通手段）の確保及び支援者の育成を図ることが必要です。

■取組の方向■

○視覚や聴覚、音声・言語の障害など、情報の取得や意思疎通に大きな支障がある人に、情報の利用支援やコミュニケーション支援を図ります。

■具体的な取組■

施策名	取組の内容
手話技能を有する職員の配置	手話技能を有する職員を市役所の窓口に配置します。また、その他職員の手話技能の向上を図ります。
手話通訳者・要約筆記者の確保	手話通訳者・要約筆記者に対して東広島市手話通訳者・要約筆記者派遣事業への登録を促進します。
各種養成講座の開催	手話・要約筆記・音訳・点訳の奉仕員養成講座等を開講し、支援者の資質向上と量的拡大を図ります。
多様なコミュニケーションへの配慮	大学等の関係機関と連携しながら、日常生活用具（情報・意思疎通支援用具）などのコミュニケーションツールを活用し、障害に応じたコミュニケーションを図ります。
緊急時の対応	休日や夜間などに発生する緊急の手話通訳派遣に対応できる手話通訳者の確保を図ります。

